

仕様書（案）

1 件名

令和9年度大田区立小学校外国語教育指導員派遣（単価契約）

2 目的

本契約は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）」に基づき、区派遣元間で外国語教育指導員派遣契約を締結し、小学校段階にふさわしい国際教育を踏まえ、「聞く・話す」力を中心に外国語（英語。以下同じ。）に慣れ親しむ。英語の指導を通じて、外国の文化及び英語に興味又は関心をもたせ、コミュニケーション能力の素地を養うことを目的とする。

3 派遣期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

4 派遣先所管

大田区教育委員会事務局

東京都大田区蒲田五丁目37番1号 ニッセイアロマスクエア5階
03（5744）1436

5 派遣場所

所在一覧のとおり。（以下、「派遣先」という。）

- （1）大田区立小学校58校
- （2）館山さざなみ学校
- （3）大森第四小学校学びの多様化学校分教室（以下、「みらい学園初等部」という。）
- （4）おおた国際教育推進校（以下、「国際教育推進校」という。）

6 就業日数等

（1）就業日数

就業日数については別紙のとおりとする。

なお、配置校によっては同一日に複数名の派遣を行うことがある。

（2）就業時間

ア 小学校、みらい学園初等部及び国際教育推進校

原則として午前8時30分から午後3時30分の間で、6時間以内（給食時間における交流・英語指導業務、校内時間割での児童の休憩時間・放課後における交流（以下「英語カフェ」という。）及び教材準備及び教員との打ち合わせを含む。）

とする。

なお、配置校の実情に応じ、協議のうえ業務開始時間・終了時間を変更できるものとする。休憩時間は1時間とする。

イ 館山さざなみ学校

原則として午前8時30分から午後4時の間で、必要な連続した4時間とする。

なお、配置校の実情に応じ、協議のうえ業務開始時間・終了時間を変更できるものとする。

(3) 便宜供与

勤務場所である各学校において、事務用機器の貸与、ランチルーム、休憩室、更衣室等の福利厚生施設を利用することができる。

7 派遣人数

派遣人数については別紙のとおりとする。

8 外国語教育指導員（以下「ALT」という。）の業務（小学校、館山さざなみ学校及びみらい学園初等部）

- (1) 小学校外国語活動（小学校第1・2学年の大田区外国語活動及び小学校外国語科授業をいう。以下同じ。）における指導及び提案
- (2) 担当教員等との英語会話実演
- (3) 指揮命令権者が必要とする教材作成
- (4) 学校行事における児童との交流及び英語指導
- (5) 放課後等を活用した英語カフェ実施
- (6) 授業で使用する機器操作のサポート
- (7) その他上記前各号に付随する業務

9 ALTの業務（国際教育推進校）

- (1) 上記8（1）から（5）の業務
- (2) 1・2年生に対して、短時間の英語の絵本の読み聞かせの実施
- (3) 3年生に対して、絵本の簡単な読み聞かせの実施
- (4) 4年生同士の絵本の読み聞かせのサポート
- (5) 5年生の地域における英語表示の確認及び英語での道案内実施のサポート
- (6) 5年生の英語の案内表示、学校案内等の作成のサポート
- (7) 6年生の海外と英語によるオンライン交流実施のサポート
- (8) 海外体験ルームにおける機器操作のサポート
- (9) 小学校外国語活動のサポート
- (10) TOKYO GLOBAL GATEWAY など校外学習のサポート
- (11) その他上記前各号に付随する業務

10 派遣労働者（ＡＬＴ）の要件

本件業務の履行に当たるＡＬＴは、次の要件を全て満たす者とする。

- （１）英語を母語とし、標準的な英語を使用する者
- （２）本業務の遂行に当たり、所持すべき適正な種別の就労査証を有する者
- （３）心身ともに健康であり、健康診断で異常なしと確認された者
- （４）本業務の履行に必要な水準の指導技術を有する者
- （５）教職員との授業の打ち合わせができる程度の日本語能力を有する者
- （６）大田区の国際教育を十分に理解し、積極的に児童と交流し、親しみやすい指導者として人格的に優れている者

11 派遣元の責務

- （１）各学校へ年間を通して同一のＡＬＴ派遣
- （２）大田区担当のコーディネーターの配置 １名以上
 - ア コーディネーターは、教育委員会事務局、各学校及びＡＬＴとの連絡調整を行うものとする。
 - イ ＡＬＴの決定後、コーディネーターは、必要に応じてＡＬＴと共に学校訪問を行うこと。
 - ウ コーディネーターは、月に１回程度、区の担当者と打ち合わせを行うこと。
- （３）事前に区と派遣日程等について確認の上、業務履行スケジュール案作成
- （４）学習指導要領及び大田区独自の指導カリキュラム等ＡＬＴへの研修及びその他業務遂行に必要な研修の実施
- （５）区と連携し、ＡＬＴサービス管理
- （６）休暇等予定がある場合の事前報告及び代替派遣等対応
- （７）欠勤・遅刻等があった場合の報告及び代替派遣等対応
 - ア 当日の欠勤・遅刻等があった場合は、勤務開始時間までに速やかに学校に連絡し、協議のうえ代替派遣等の対応をすること。
 - イ 代替派遣等の対応を行った場合は、コーディネーターがその経緯及び対応について速やかに区へ報告すること。
- （８）指導方法・教材作成等のＡＬＴへの助言及び支援
- （９）区が指定する日までにＡＬＴを決定の上、派遣先へ通知すること。
- （１０）ＡＬＴ派遣について、年１回学校説明を行うこと。
- （１１）労働者派遣法により派遣元に義務付けられている諸手続き
- （１２）区民・業務関係者等に対する安全対策及び事故防止に関する必要な措置
- （１３）業務の進捗状況報告
- （１４）派遣元が変わった場合の必要事項引継ぎ
- （１５）厚生労働省が示す「労使協定方式」を採用し、労使協定で定めた事項遵守

- (16) A L Tから派遣契約の解除申請があったとき又はA L Tの責に帰すべき事由により派遣先から交代依頼があった場合の速やかなA L Tの派遣

12 派遣元責任者

派遣元責任者は、派遣法に定める派遣労働者の適正な就業確保のために必要な措置を講じなければならない。

電話番号

13 派遣先責任者

派遣先責任者は、派遣法に定める派遣労働者の適正な就業確保のために必要な措置を講じなければならない。

指導課長

電話番号 03 (5744) 1434

14 指揮命令者

指揮命令者は、派遣法に定める派遣労働者の適正な就業確保のために必要な措置を講じなければならない。また、指揮命令権者は派遣場所の学校長又は副校長とし、詳細は別途提示する。

15 A L Tからの苦情の処理

- (1) 区は、A L Tから苦情の申出を受けたときは、派遣先責任者が中心となり、誠意をもって遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ずA L Tに通知する。
- (2) 派遣元は、A L Tから苦情の申出を受けたときは、派遣元が指定する者が中心となり、誠意をもって遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ずA L Tに通知すること。

電話番号

- (3) 区及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ずA L Tに通知する。

16 労働者派遣契約解除に当たり講ずる派遣労働者の雇用安定を図る措置

(1) 契約解除に関する事前協議

区は、専ら区に起因する事由により、本件の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間を

もって派遣元に解除の協議を行うこととする。

(2) 就業機会の確保

区及び派遣元は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前にA L Tの責に帰すべき事由によらない労働者派遣の解除を行った場合には、当該労働者派遣契約に係るA L Tの新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

区は、区の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、A L Tの新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならない。例えば、派遣元が当該A L Tを休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元がやむを得ない事由により当該A L Tを解雇する場合は、区による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならない。その他区は派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、区及び派遣元の双方の責に帰すべき事由がある場合には、区及び派遣元のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分考慮することとする。

(4) 契約解除に関する理由の明示

区は、本件の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときは、その解除の理由を派遣元に対し明らかにする。

17 協定対象派遣労働者の限定

協定対象派遣労働者に限定する。

18 管理台帳の作成

(1) 区は、区の労働者が派遣職員を含め5人以下の場合を除き、派遣法第42条に規定する派遣先管理台帳を作成しなければならない。

(2) 派遣元は、派遣法第37条に規定する派遣元管理台帳を作成しなければならない。

19 業務の報告等

(1) 就業日、作業時間履行確認及び派遣労働者の就業に関する様式は、派遣元が提供する。

(2) 派遣元は、当該月の勤務実績に関する報告書を作成し、翌月の20日までに派遣先

責任者に提出する。なお、3月分については、3月31日までに提出すること。

- (3) 派遣元は、A L Tが遅刻又は欠席した場合は、当日派遣先へ連絡し、その内容については月毎の報告書に記載すること。

20 支払方法

報告書確認後、請求に基づき月ごとに支払う。

21 個人情報等の取扱い

- (1) 派遣元及びA L Tは、当該業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。派遣期間終了後又は解除後も同様とする。
- (2) 派遣元及びA L Tは、区の指示又は承諾がある場合を除き、当該業務に関して知り得た情報を業務の目的外利用や第三者への提供をしてはならない。
- (3) 派遣元は、当該業務に関して知り得た情報について、漏洩、紛失及び棄損の防止その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 派遣元及びA L Tは、区の指示又は承諾がある場合を除き、当該業務に関する情報を複写又は複製してはならない。
- (5) 派遣元及びA L Tは、区が貸与又は自ら収集若しくは作成した情報を、派遣期間終了後速やかに区に返還又は引き渡すこと。
- (6) 派遣元及びA L Tは、情報セキュリティに関して違反が生じ又は生ずる恐れがあることを知った場合、速やかに区に報告すること。
- (7) 派遣元及びA L Tは、大田区情報セキュリティ基本方針、大田区個人情報の保護に関する法律施行条例及び大田区が取り扱う個人情報、個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程を遵守すること。また、派遣元はA L Tに条例等を遵守させるための秘密保持契約を締結する等必要な処置を講ずること。
- (8) A L Tは、U S B等の外部記録媒体を使用してはならない。
- (9) 派遣元及びA L Tその他の者が派遣先の承認を得ることなく業務の内容を漏洩し、又は業務上知り得た個人情報を漏洩したことが明らかな場合は、区は派遣元に対して損害賠償の請求を行うことができる。

22 安全及び衛生

- (1) 派遣元は、A L Tを派遣する前に、雇用時に必要な安全衛生教育を実施すること。
- (2) 区は、業務上の安全及び衛生に最新の注意を払うとともに、作業内容変更時必要な安全衛生教育を実施する。
- (3) 派遣元は、A L Tの業務上災害及び通勤災害について、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める使用者の責任及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める事業主の責任を負う。
- (4) 区は、派遣元が行う労災保険の申請手続き等について必要な協力を行う。

- (5) 区は、派遣法及び同法施行規則に定める関係法令に基づき、派遣労働者の安全衛生の確保に努める。

23 損害賠償

派遣元は、派遣元の本契約違反又は派遣元の従業員若しくはA L Tの故意又は過失により、区、児童、保護者その他第三者に損害を与えたときは、その損害相当額を賠償すること。

24 その他

- (1) 派遣元は、外国語教育指導に係るアンケート調査を年1回以上実施し、全校から回収の上、区に対し報告書を提出すること。
- (2) 派遣元は、A L Tの雇用形態に応じ、A L Tを被保険者とする保険に加入すること。
- (3) 派遣元は、業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法（昭和34年法律第137号）をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (4) 本仕様書に定める条項は、本契約書記載の条項に優先して適用される。
- (5) 本契約書に定める条項のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に反する条項は、適用を排除される。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区派遣元協議の上、決定する。

所在地一覧表

別紙

1 大田区立小学校

番号	名称	電話	F A X	〒	所在地	配置日数及び人数（年間）		
						履行予定日数 （常駐配置を 200日とする）	配置人数 （2人目以降は複数 校兼務可能）	備考
1	大 森 第 四	3741-4265	3741-4266	143-0013	大森南3-18-26	200日	1人	
2	中 富	3762-6756	3762-8315	143-0012	大森東5-6-24	200日	1人	
3	大 森 第 一	3762-6528	3762-6373	143-0012	大森東3-1-18	200日	1人	
4	開 桜	3762-6538	3762-6539	143-0015	大森西2-26-3	230日	2人	
5	大 森 第 三	3762-6628	3762-6629	143-0015	大森西5-22-18	200日	1人	
6	大 森 第 五	3762-6638	3762-6639	143-0011	大森本町1-10-5	200日	1人	
7	大 森 東	3763-5481	3763-5482	143-0012	大森東1-29-1	0日	0人	おおた国際教育推進校
8	入 新 井 第 五	3762-6438	3762-8313	143-0016	大森北6-4-8	200日	1人	
9	入 新 井 第 一	3762-6428	3762-6429	143-0016	大森北4-6-7	203日	2人	
10	山 王	3773-3961	3773-3962	143-0023	山王1-26-33	278日	2人	
11	馬 込	3773-3965	3773-3964	143-0025	南馬込1-34-1	260日	2人	
12	馬 込 第 二	3773-3968	3773-3960	143-0025	南馬込3-10-1	200日	1人	
13	馬 込 第 三	3773-3971	3773-3972	143-0021	北馬込1-28-1	263日	2人	
14	梅 田	3773-3975	3773-3976	143-0025	南馬込6-6-1	313日	2人	
15	池 上	3753-9381	3753-9382	146-0082	池上1-33-8	232日	2人	
16	池 上 第 二	3753-9361	3753-9363	143-0024	中央8-9-1	200日	1人	
17	徳 持	3753-9591	3753-9592	146-0082	池上7-18-1	222日	2人	
18	入 新 井 第 二	3773-3978	3773-3970	143-0024	中央2-15-1	254日	2人	
19	入 新 井 第 四	3773-3981	3773-3982	143-0024	中央3-5-8	200日	1人	
20	東 調 布 第 一	3750-2258	3750-2259	145-0076	田園調布南28-7	234日	2人	
21	田 園 調 布	3721-8907	3721-8908	145-0071	田園調布2-31-16	200日	1人	
22	調 布 大 塚	3727-6107	3727-6109	145-0067	雪谷大塚町12-1	200日	1人	
23	東 調 布 第 三	3750-2260	3750-2280	146-0084	南久が原2-17-1	243日	2人	
24	嶺 町	3758-2277	3758-2279	145-0076	田園調布南6-10	274日	2人	
25	千 鳥	3750-0048	3750-0049	146-0083	千鳥2-5-1	200日	1人	
26	久 原	3753-9411	3753-9412	146-0085	久が原4-12-10	254日	2人	
27	松 仙	3753-9141	3753-9142	146-0085	久が原1-11-1	222日	2人	
28	池 雪	3726-0126	3726-0127	145-0065	東雪谷5-7-1	278日	2人	
29	小 池	3729-5101	3729-5102	145-0064	上池台2-22-7	278日	2人	
30	雪 谷	3729-5121	3729-5123	145-0066	南雪谷3-9-23	234日	2人	
31	洗 足 池	3726-4301	3726-4359	145-0063	南千束3-35-2	200日	1人	
32	赤 松	3729-0986	3729-0947	145-0062	北千束2-35-8	200日	1人	
33	清 水 窪	3718-3536	3718-3537	145-0062	北千束1-20-15	200日	1人	
34	糀 谷	3741-6582	3741-6584	144-0034	西糀谷3-13-21	200日	1人	
35	東 糀 谷	3742-6466	3742-6467	144-0033	東糀谷5-18-23	200日	1人	
36	北 糀 谷	3742-5371	3742-5372	144-0032	北糀谷2-2-5	200日	1人	
37	羽 田	3741-5682	3741-5683	144-0043	羽田3-3-14	200日	1人	
38	都 南	3744-2960	3744-2961	144-0044	本羽田3-15-2	200日	1人	
39	萩 中	3742-5381	3742-5382	144-0044	本羽田3-4-22	200日	1人	
40	中 萩 中	3744-2800	3744-2801	144-0047	萩中2-14-1	200日	1人	
41	出 雲	3742-3542	3742-3543	144-0044	本羽田1-2-4	200日	1人	
42	六 郷	3732-9628	3732-9629	144-0046	東六郷3-7-1	200日	1人	
43	西 六 郷	3732-9611	3732-9613	144-0056	西六郷2-3-1	200日	1人	
44	高 畑	3732-8335	3732-8336	144-0056	西六郷3-28-23	304日	2人	
45	仲 六 郷	3732-8338	3732-8330	144-0055	仲六郷1-26-1	200日	1人	
46	志 茂 田	3732-8325	3732-8326	144-0056	西六郷1-4-2	200日	1人	
47	東 六 郷	3732-9311	3732-9312	144-0046	東六郷2-3-1	200日	1人	
48	南 六 郷	3735-3910	3735-3963	144-0045	南六郷3-7-1	200日	1人	
49	矢 口	3759-9618	3759-9619	146-0095	多摩川1-18-22	200日	1人	
50	矢 口 西	3759-9621	3759-9622	146-0092	下丸子1-7-1	238日	2人	

所在地一覧表

別紙

1 大田区立小学校

番号	名称	電話	F A X	〒	所在地	配置日数及び人数（年間）		
						履行予定日数 （常駐配置を 200日とする）	配置人数 （2人目以降は複数 校兼務可能）	備考
51	多摩川	3759-8331	3759-8337	146-0093	矢口3-26-25	202日	2人	
52	相生	3732-8311	3732-8312	144-0051	西蒲田6-19-1	200日	1人	
53	矢口東	3732-9625	3732-9626	146-0094	東矢口3-9-20	200日	1人	
54	おなづか	3753-2615	3753-2616	144-0051	西蒲田1-19-1	200日	1人	
55	道塚	3732-9615	3732-9616	144-0054	新蒲田3-3-18	200日	1人	
56	蒲田	3732-8317	3732-8319	144-0052	蒲田1-30-1	203日	2人	
57	南蒲	3732-9631	3732-9633	144-0035	南蒲田1-12-11	200日	1人	
58	新宿	3732-8328	3732-8329	144-0053	蒲田本町1-5-1	200日	1人	
59	東蒲	3732-9635	3732-9636	144-0031	東蒲田1-19-25	200日	1人	

2 学校等

番号	名称	電話	F A X	〒	所在地	配置日数及び人数（年間）		
						履行予定日数 （常駐配置を 200日とする）	配置人数 （複数校兼務可能）	備考
60	館山さざなみ学校	0470(28)1811	0470(28)1812	294-0223	千葉県館山市 洲宮768-117	37日	1人	
61	みらい学園初等部	6404-8339	6404-8337	143-0012	大森東4-24-6	15日	1人	
62	おおた国際教育 推進校	3763-5481	3763-5482	143-0012	大森東1-29-1	200日	1人	大森東小学校